

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例 の見直しについて

琵琶湖環境部温暖化対策課

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の概要(1)

前文(要約)

- ・過去の二度にわたるオイルショックにより、化石燃料に依存した社会の脆弱さが明らかになった。また、化石燃料の大量消費による大気中の温室効果ガスの増加は、地球温暖化をもたらし、地球環境や、琵琶湖をはじめとする滋賀の自然や暮らしにその影響を与えつつある。
- ・こうした状況に立ち向かうためには、いずれ枯渇する化石燃料に依存しない低炭素社会づくりを進めなければならない。県は、2030年における温室効果ガス排出量を1990年比で50%削減を低炭素社会の実現のための目標として掲げたところ。
- ・この目標達成への道筋は平坦ではないが、先駆的に取り組むことにより、環境関連産業の発展や雇用の創出など地域経済の活性化が可能となる。
- ・私たちは、滋賀の豊かな自然や暮らしを確かな姿で次の世代に引き継ぐことを決意し、その第一歩として、条例を制定する。

地球温暖化対策を直接目的とするのではなく、
「持続可能な社会」の実現のために
「低炭素社会づくり」を推進することを目的

第1章 総則(第1条から第7条)

○目的

- ・**低炭素社会づくりを推進し**、もって健全で質の高い環境を確保しつつ、豊かな県民生活および経済の成長の実現を図りながら持続的に発展することができる社会(=持続可能な社会)の構築に寄与し、あわせて地球温暖化の防止に資すること

○基本理念

- (1) 低炭素社会の実現のためには社会経済構造を転換する必要があるとの認識の下に推進
- (2) 全ての者の主体的かつ積極的な参画の下に推進
- (3) 県、県民、事業者その他の関係者の連携および協働の下に、様々な分野における取組を総合的に推進
- (4) 温室効果ガスの排出の抑制等と経済の持続的な成長との両立を図ることを旨として推進

○県・事業者・県民等の責務

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の概要(2)

第2章 低炭素社会づくりに関する基本的施策等（第8条から第14条）

○推進計画の策定等

- ・県は、県域における施策および県の事務事業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定・公表
- ・毎年1回実施状況を公表

○低炭素社会づくり指針の策定

○調査研究の推進および環境産業の育成・振興

○低炭素社会づくりに関する理解促進のための情報提供等

○環境学習の推進等

○県の率先実施

- 県の事務事業に関し、次の取組等を率先実施
- ①省エネ推進
 - ②自動車の温室効果ガス排出抑制
 - ③再生可能エネルギーの利用推進、
 - ④グリーン購入、
 - ⑤廃棄物の発生抑制等

第3章 事業活動に係る低炭素社会づくりに関する取組（第15条から第22条）

○事業者が取り組むよう努めるべき事項

- (1) 事業活動に伴うエネルギー使用量の把握
- (2) 省エネルギー型機器の使用および機器の効率的使用
- (3) 冷暖房時の適切な温度設定および従業員の服装等への配慮
- (4) グリーン購入の推進
- (5) 廃棄物の発生抑制等および廃棄物処理における温室効果ガス排出抑制

○事業者行動計画の策定等(義務規定)

- ・事業活動に伴う温室効果ガス排出量が一定以上の事業者は、低炭素社会づくりに係る取組に関する計画を策定し、知事に提出(義務対象事業者以外でも任意の提出可)
- ・事業者行動計画には、事業者自身の低炭素化のための取組、省エネ製品の製造などの低炭素社会づくりのための取組等を定める
- ・計画策定事業者は、計画の実施状況を記載した「事業者行動報告書」を作成・提出
- ・知事は、提出された計画・報告書を速やかに公表
- ・中小規模事業者は、事業者行動計画を任意に策定・提出することができる

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の概要(3)

第4章 日常生活に係る低炭素社会づくりに関する取組（第23条から第28条）

○県民等が取り組むよう努めるべき事項

- (1) 日常生活に伴うエネルギー使用量の把握
- (2) 省エネルギー型機器の使用および機器の効率的な使用
- (3) 冷暖房時の適切な温度設定
- (4) グリーン購入の推進
- (5) 廃棄物の発生抑制等

○低炭素地域づくり活動計画

自治会や商店街などの民間団体が地域における低炭素社会づくりに関する活動についての計画を策定・実施する場合、知事はその計画を低炭素地域づくり活動計画として認定・公表し、必要な情報提供・助言等の支援を行う

第5章 建築物およびまちづくりに係る低炭素社会づくりに関する取組（第29条から第32条）

○建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等

○低炭素社会づくりに資する住宅の普及の促進

○開発事業に係る計画の立案段階での検討

○歩いて暮らせるまちづくりへの配慮

第6章 自動車等に係る低炭素社会づくりに関する取組（第33条から第40条）

○公共交通機関の利用等への転換

○温室効果ガス排出量がより少ない自動車等の購入等

○自動車走行量の抑制等

○**アイドリング・ストップの実施および駐車場設置管理事業者によるアイドリング・ストップの周知(義務規定)**

- ・駐車のために供する部分の面積が500㎡以上

○**自動車管理計画の策定等(義務規定)**

- ・使用する自動車の台数が100台以上の事業者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出抑制を図るための基本的な方針や取組を定めた計画を策定し、知事に提出（義務対象事業者以外でも任意の提出可）
- ・計画策定事業者は、計画の実施状況を記載した「自動車管理報告書」を作成・提出
- ・知事は、提出された計画・報告書を速やかに公表

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の概要(4)

第7章 森林の保全および整備等(第41条)

- ・県民、森林所有者、事業者等による森林の適切な保全・整備および県内産の木材等の利用推進
- ・県による情報提供および県民、森林所有者、事業者等と連携した森林の保全・整備等
- ・県による公共建築物における県内産の木材の利用推進等

第8章 農業および水産業に係る低炭素社会づくりに関する取組(第42条、第43条)

- ・農業・水産業者による温室効果ガスの排出抑制に配慮した生産活動の実施
- ・県による温室効果ガス排出量が少ない農業・水産業および地球温暖化に適応した農業・水産業の育成・振興
- ・県民・事業者による地産地消
- ・県による地産地消推進のための生産振興・普及啓発等

適応策に関する規定

第9章 雑則(第44条から第49条)

- 特に優れた取組を行った県民、事業者、団体の顕彰
- 指導および助言
- 報告徴収および立入調査、勧告ならびに公表

その他

- 施行期日
- 検討
- 関係条例の一部改正等

滋賀県低炭素社会づくり推進計画(平成29年3月改定)の概要

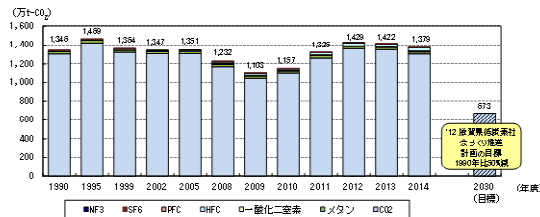


第1章 基本的事項

- 第1. 改定の背景
- 第2. 計画の位置づけ
- 第3. 計画期間 2011年度～2030年度
(5年おきに見直し)
- 第4. 対象とする温室効果ガス

第2章 地球温暖化対策の現状および取組等

- 第1. 世界や国の動向
- 第2. 県域の動向



第3章 基本的な方針と目標

- 第1. 目指すべき将来像
今世紀後半に温室効果ガス的人為的排出と吸収の均衡が達成された社会(脱炭素社会)を目指し、2030年度の「低炭素社会の実現」に向けて取り組む。
- 第2. 低炭素社会づくりの基本的な方針

～低炭素社会づくりに向けた4つの「基本方針」～

- 〈基本方針1〉 低炭素社会の実現のためには社会経済構造を転換する必要があるとの認識の下に推進します。
- 〈基本方針2〉 全ての者の主体的かつ積極的な参画の下に推進します。
- 〈基本方針3〉 県、県民、事業者その他の関係者の連携および協働の下に、様々な分野における取組を総合的に行うことを旨として推進します。
- 〈基本方針4〉 温室効果ガスの排出の抑制等と経済の持続的な成長との両立を図ることを旨として推進します。

第3. 計画の目標(県内の温室効果ガス削減目標)

国の地球温暖化対策計画で示された対策・施策のほか、県の産業構造や地域特性・独自の取組等を考慮した削減効果を算出した上で、「しがエネルギービジョン」で示す「原発に依存しない新しいエネルギー社会」が国全体で実現した姿を想定した電源構成に基づき、以下のとおり設定。(なお、国全体の電源構成については不確定要素が大きいため、国の地球温暖化対策計画における電源構成に基づき算出した参考値も付記。)

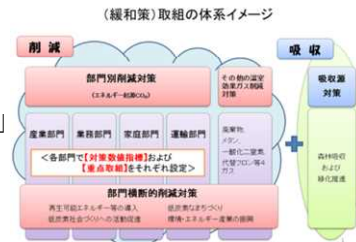
排出削減・吸収量の確保により、
2030年度において、2013年度比 **23%(29%)※減** の水準を目指す

※()書きは国の地球温暖化対策計画における電源構成に基づき算出した参考値

第4章 緩和策の取組

第1. 取組の体系

- 「部門別削減対策」
- 「その他の温室効果ガス削減対策」
- 「部門横断的削減対策」
- 「温室効果ガス吸収源対策」



第2. 部門別削減対策

- ①産業部門 ②業務部門 ③家庭部門 ④運輸部門
- ※それぞれに重点取組と対策数値指標を設定

第3. その他の温室効果ガス削減対策

- ①廃棄物 ②メタン ③一酸化二窒素 ④代替フロン類等

第4. 部門横断的削減対策

- ①再生可能エネルギーの導入 ②低炭素なまちづくり
- ③低炭素社会づくりへの活動促進 ④環境・エネルギー産業の振興

第5. 温室効果ガス吸収源対策

- ①森林吸収 ②緑化推進 ③土壌への炭素貯留

第5章 適応策の取組

第1. 適応策の意義・必要性

- ①適応とは ②気候変動の影響リスクの考え方

第2. 気候変動の将来予測情報

- ①気温 ②降水量

第3. 本県における温暖化の影響

- ①農業、森林・林業、水産業 ②水環境・水資源
- ③自然生態系 ④自然災害 ⑤健康
- ⑥産業・経済活動 ⑦県民生活・都市生活

第4. 本県で実施する適応策の取組

- ①農業、森林・林業、水産業 ②水環境・水資源
- ③自然生態系 ④自然災害 ⑤健康
- ⑥県民生活・都市生活

第5. 適応策の推進

- ①県の推進体制 ②市町との連携
- ③県民、事業者、その他関係団体との情報共有

第6章 県の事務事業における取組

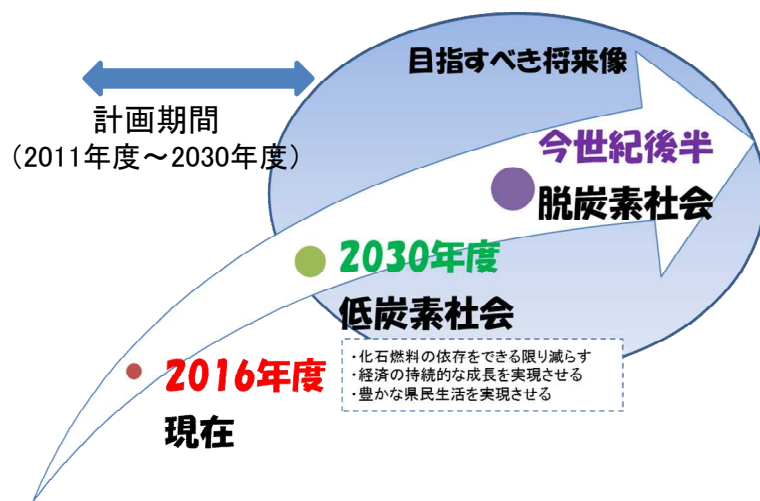
- 第1. 取組の経緯と排出等の状況
- 第2. 取組の基本的事項
- 第3. 温室効果ガスの削減目標
- 第4. 県機関における率先実施の取組
- 第5. 取組の進行管理

第7章 計画の進行管理

- 第1. 推進体制
- 第2. 進行管理・公表
- 第3. 計画の共同策定の検討

滋賀県における温暖化対策の方向性(1)

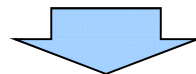
◎ 目指すべき将来像



今世紀後半に**温室効果ガスの人為的排出と吸収の均衡が達成された社会(脱炭素社会)**を目指し、**2030年度の「低炭素社会の実現」**に向けて取り組む。

○ **低炭素社会とは**

「温室効果ガスの排出削減等」と「経済・社会の持続的な発展」とが両立している社会
→ 『環境と経済の両立』・『持続可能な社会』



◎単に温室効果ガスの排出を削減することが条例の目的ではなく、経済社会の発展と環境の保全が調和した「社会づくり」を進めるのが目的。その結果として、地球温暖化の防止にも貢献するもの。

滋賀県における温暖化対策の方向性(2)

◎ 推進計画の目標と現状

温室効果ガス削減目標

**排出削減・吸収量の確保により、
2030年度において、2013年度比23%_(29%)※減の水準を目指す**

※()書きは国の地球温暖化対策計画における電源構成に基づき算出した参考値。

	2013年度実績 (万t-CO ₂)	2030年度削減目標		2017年度実績	
		排出量 (万t-CO ₂)	削減割合 (2013年度比)	排出量 (万t-CO ₂)	削減割合 (2013年度比)
温室効果ガス排出量	1,422	1,095	▲23.0%	1,230	▲13.5%

◎ 分野別二酸化炭素排出量の削減目安と現状

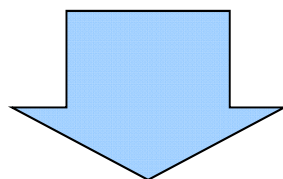
エネルギー起源CO₂の削減

▲約20.3%_(26.3%)

	2013年度実績 (千t-CO ₂)	各部門における 2030年度の目安		2017年度実績	
		排出量 (千t-CO ₂)	削減割合 (2013年度比)	排出量 (千t-CO ₂)	削減割合 (2013年度比)
産業部門	6,338	約5,406	▲約14.7%	5,301	▲16.4%
業務部門	2,102	約1,436	▲約31.7%	1,727	▲17.8%
家庭部門	2,163	約1,382	▲約36.1%	1,821	▲15.8%
運輸部門	2,628	約2,118	▲約19.4%	2,422	▲7.8%

滋賀県における温暖化対策の方向性(3)

- 近年、気温の上昇など、気候変動およびその影響が全国各地で現れている。
- 本県においても、琵琶湖北湖の一部で全層循環が確認できないという観測史上初めての事態が生じるなど、様々な分野において気候変動の影響と考えられる現象が現れてきている。



危機感を持って気候変動対策に積極的に取り組んでいく必要がある。

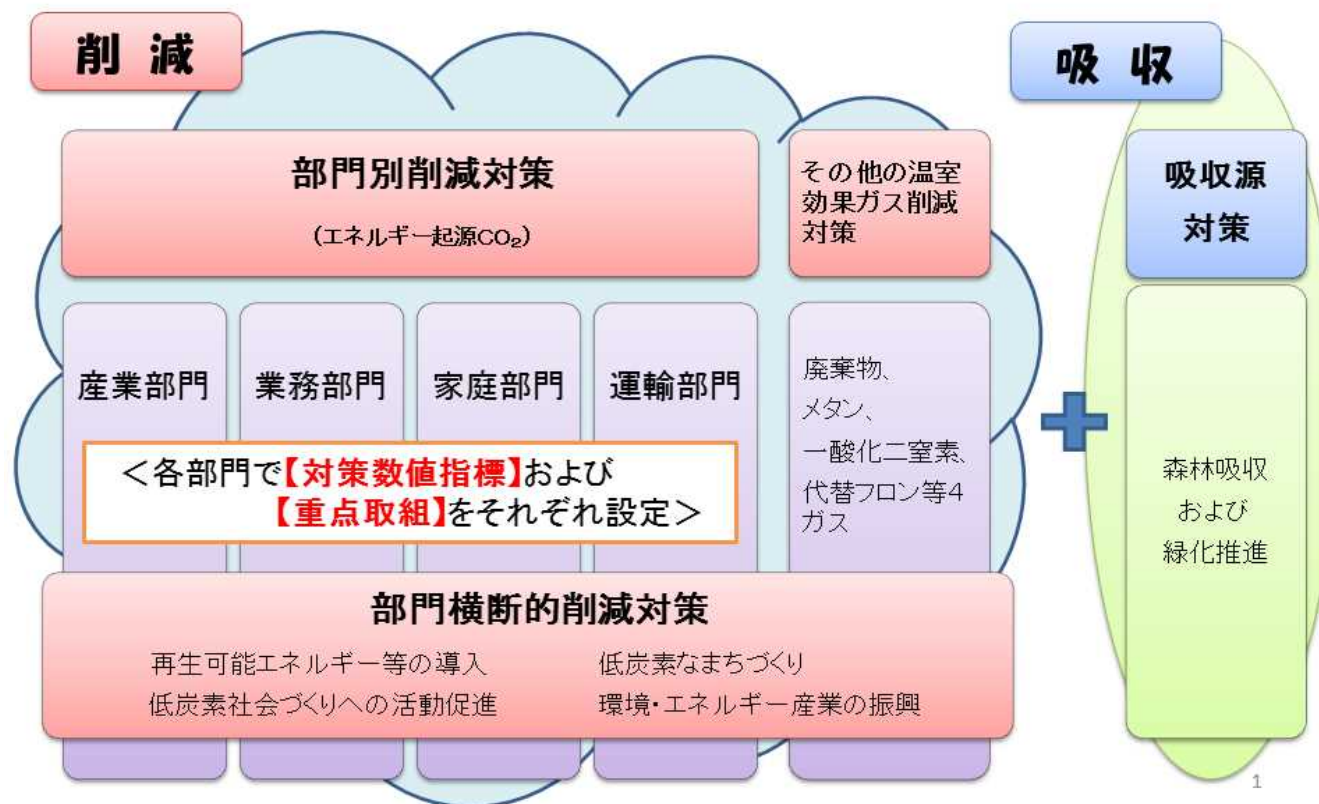
「“しがCO₂ネットゼロ”ムーブメント」 キックオフを宣言

「2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指して取り組んでいく

県民や事業者等と連携し、全県的なムーブメント(運動)として広げていくため、取組の趣旨への賛同の登録をいただくことにより、県全体での機運を盛り上げていく。

緩和策の取組

<取組(緩和策)の体系イメージ>



緩和策の取組(産業・業務部門)

<県の取組>

【重点取組】

○ 事業者行動計画書制度の推進

- 「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に規定する事業者行動計画書制度に基づき、事業者から作成・提出された**計画書および報告書の公表**を通じて、事業者の省エネ行動を促進する。
- 事業者行動計画書等を提出した事業者を対象とした**訪問調査**等を通じ、事業活動における省エネ取組の促進を図る。
- 事業者行動計画書を提出した者のうち、事業活動における自社の温室効果ガス排出量の削減に関して他の模範となる特に優れた取組を行う事業者に対して**表彰**することを通じて、温暖化防止等への関心を高め、低炭素社会づくりの推進を図る。

○ 表彰制度を通じた普及啓発

○ 貢献量評価の普及促進

○ LED照明の普及

○ 県産木材を利用した公共建築物の整備等

○ 中小企業者等への支援

○ 温室効果ガスの排出の量がより少ない農業・水産業の育成および振興

○ ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の普及促進

<県民に期待される取組例>

- 省エネ・省CO₂性能が優れている製品やサービス等の選択、利用

<事業者に期待される取組例>

- 省エネ・省CO₂ 機器への更新や省エネ診断、ISO50000の認証取得などの実施
- 省エネ・省CO₂等の環境保全効果のある製品や技術の開発や普及による、製品使用時の温室効果ガスの排出抑制への貢献
- 複層ガラスの窓や断熱材料などを取り入れる事業所建物の改修等の省エネ化
- 農林水産業における機器等のエネルギー効率改善などによる、温室効果ガスの排出抑制への貢献
- 事業活動における商品やサービスの購入時のグリーン購入の取組

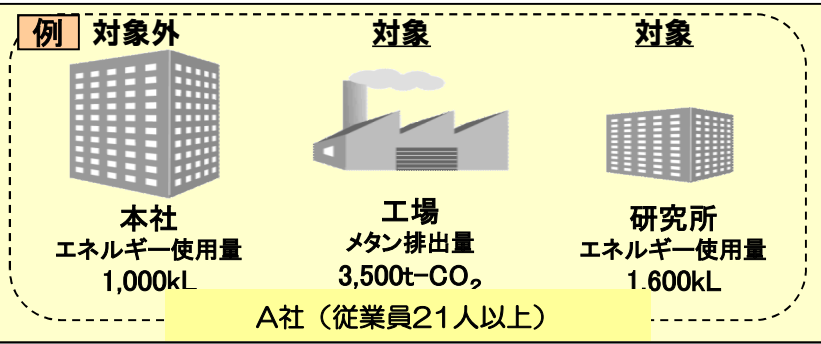
事業者行動計画書制度の概要

概要

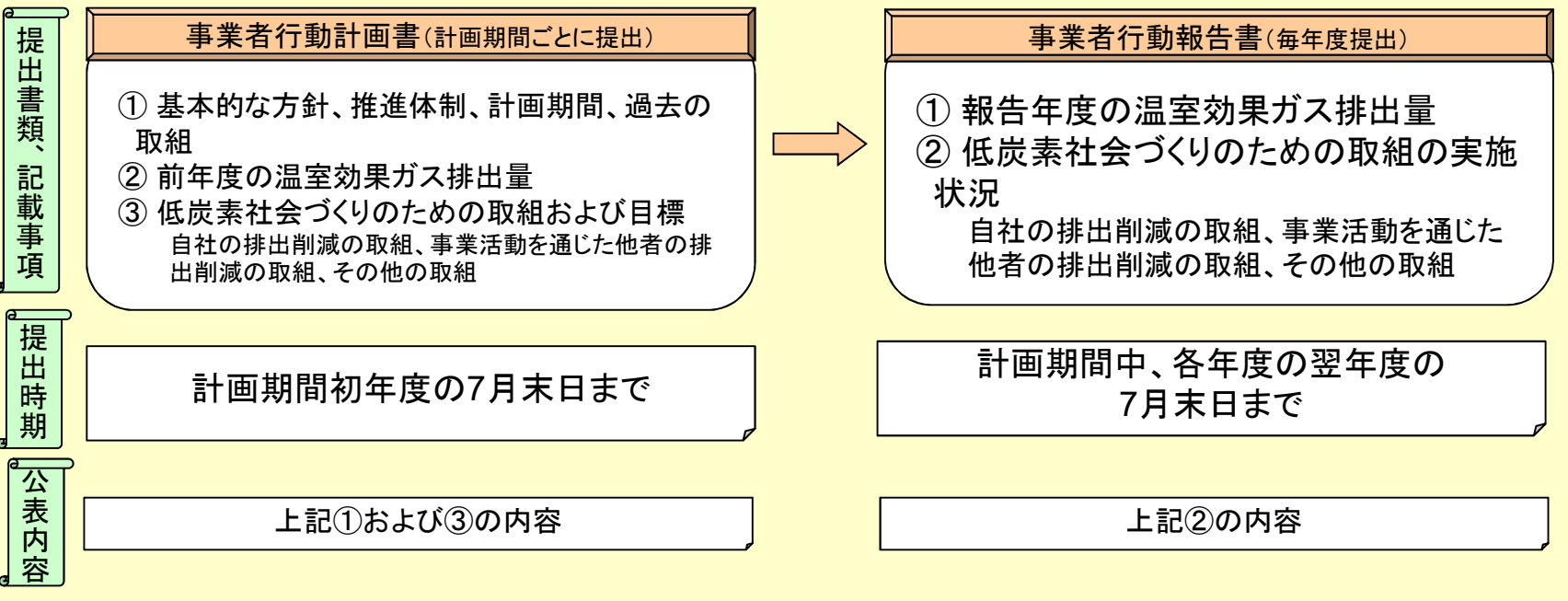
事業活動を通じた低炭素社会づくりに寄与する取組について定めた「事業者行動計画書」と、その実施状況を記載した「事業者行動報告書」を提出いただき、それらの内容を県が公表します。

対象事業者の要件

- ① 前年度の年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上の事業所を県内に有する事業者
- ② 前年度または前年のエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量がCO₂換算で3,000t以上の事業所を有する従業員21人以上の事業者



提出書類、記載事項、提出時期、公表内容



事業者行動計画書制度による提出状況

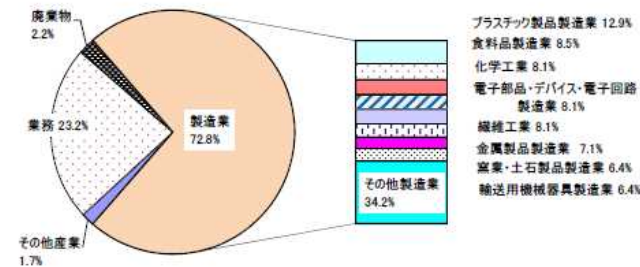
➤ 報告書提出状況

算定対象年度	H27	H28	H29
事業者数	360	410	405
(うち義務提出)	289	311	304
(うち任意提出)	71	99	101

計画書制度では、
県全体の二酸化炭素
排出量の4割程度を
把握している

➤ 報告書提出事業所の業種別割合

製造業 約73%
業務部門 約23%



➤ エネルギー量および二酸化炭素排出量の前年度比較

年度	全事業所			業務部門		
	H28	H29	対前年度比	H28	H29	対前年度比
E量(TJ)	87,498	87,903	100.5%	5,795	5,704	98.4%
排出量(千t-CO ₂)	4,806	4,821	100.3%	329	322	97.9%
比較事業所数	405			94		
電力原単位	0.509	0.509	100.0%	0.509	0.509	100.0%

製品等を通じた貢献量評価手法

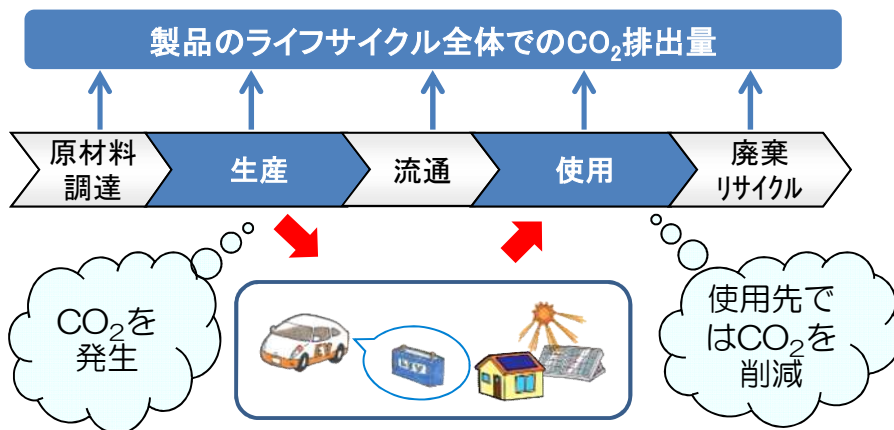
■ 事業活動を通じた他者への貢献

＜事業活動と低炭素社会づくりの関係イメージ＞



- ・事業者行動計画書制度では、他者の温室効果ガス排出削減に貢献する取組の記載を求めている。
- ・他者に貢献する取組により削減できたCO₂量を定量化する手法として「貢献量評価」を推進。

■ 製品のライフサイクルを通じたCO₂削減



- ・省エネ製品の場合、生産によって自社からの排出量は増加するが、家庭等での使用段階においてより多くのCO₂が削減される場合がある。
- ・自社からの排出量だけでなく、製品のライフサイクル全体での排出量を評価することで低炭素社会への貢献を定量化する。



例) エコカーおよびその部品、炭素繊維／省エネ家電・産業機器／LED照明／太陽光パネルおよびその部品など

貢献量とは ⇒ 県内事業所が生みだした製品・サービス等が生産されなかった場合(あるいは自社の従来製品)等と比較して、社会全体で削減できたCO₂量

しが発低炭素ブランド認定制度

- ・温暖化対策は、SDGsの目標7「クリーンエネルギー」、目標13「気候変動対策」に位置づけられた人類共通の目標。
- ・今世紀後半の脱炭素社会の実現に向け、目標17「パートナーシップ」を重視し、本県発の優良製品を「滋賀県ブランド」として認定。企業の低炭素社会づくりに関する取組とともに広く情報発信。
- ・CO₂削減に貢献する優良製品、サービス等の普及、浸透により低炭素社会づくりを促進。

平成30年度からスタート しが発低炭素ブランド 認定制度

「しが発低炭素ブランド」はCO₂削減に貢献する製品・サービス等を認定する制度です。認定を受けて、県による情報発信により優良な製品・サービス等を広く普及させましょう。

しが発低炭素ブランドのコンセプト

- 滋賀県にはCO₂削減に貢献する優れた製品の製造やサービスを提供する事業者が立地しています。
- しかしこれまで省エネ製品等の評価は、家庭など最終ユーザーが製品を使用する段階で行われており、省エネ製品等を生産する事業者を評価する制度がありませんでした。
- しが発低炭素ブランドは、そのようなCO₂削減に貢献する優良な製品やサービスを定量的に評価し認定するとともに、広く積極的に発信することで滋賀県発の優れた省エネ製品等の社会への普及を後押しするものです。

しが発低炭素ブランドのメリット

1. 貴社の製品等が広く県内外に発信されます。
(例) 県Webサイト・ガイドブック
県内外の展示会
(びわ湖環境ビジネスメッセなど)
県主催のセミナー など
2. ブランドロゴマークの使用が可能となります。
3. 県より認定書が授与されます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
滋賀県
Shiga Prefecture

本県発のCO₂削減に貢献する事業活動

将来の低炭素社会を支える製品・サービスが滋賀県から生まれています。

未来の低炭素社会を支える製品・サービスが滋賀県から生まれています。

- クリーニングサービス**
株式会社アリスホテル (洗剤ブランド「スホ」)
日常生活に欠かせない洗剤、シャンプー、タオル類等の開発や生産量削減(リサイクル繊維)サービス、包装、流通にかかるエネルギー削減を実現する。
- 輸送用機器の低炭素化**
T&Kテクノシステム株式会社
自動車、鉄道、建設機械など幅広い輸送用機器の開発、製造、販売、サービスを行う。また、環境にやさしい輸送手段の開発にも取り組んでいる。
- 電気自動車(EV)・ハイブリッド車**
日本自動車部品株式会社
エンジン部品や駆動系部品等の開発に注力する。また、EV向け部品やEV充電設備の開発にも取り組んでいる。
- 低炭素自動車**
ダイハツ工業株式会社
軽自動車やコンパクトカーの開発に注力。また、EV向け部品やEV充電設備の開発にも取り組んでいる。
- 物流機器の高効率化**
エヌエスエー株式会社
物流センターでの自動化設備の開発や、トラックの燃費向上に貢献している。
- 建築物の省エネ化**
同和建設工業株式会社
省エネ設備の開発や、省エネ設計の実施に貢献している。
- 省エネ空調システム**
ダイキン工業株式会社
省エネ空調システムを開発・販売している。また、省エネ設計にも取り組んでいる。
- 省エネエアコン・冷凍冷蔵**
パナソニック株式会社
省エネエアコンや冷凍冷蔵設備の開発・販売に貢献している。
- 住宅の断熱性向上**
断熱材の開発や、省エネ設計の実施に貢献している。
- 太陽光発電**
太陽光発電システムを開発・販売している。
- LED照明**
LED照明の開発・販売に貢献している。
- 外付プラインド**
プラインドの開発・販売に貢献している。
- EV用急速充電器**
EV用急速充電器の開発・販売に貢献している。
- プリンターの高効率化**
プリンターの高効率化に貢献している。
- 高効率ガス暖房冷暖水機**
高効率ガス暖房冷暖水機を開発・販売している。
- 建築効果ガス排出削減印刷**
印刷効果ガス排出削減印刷を開発・販売している。
- 自動車**
自動車を開発・販売している。
- 産業用機器向けLED製品**
産業用機器向けLED製品を開発・販売している。
- 省エネ産業用切刃工具**
省エネ産業用切刃工具を開発・販売している。

- 貢献量評価に基づき低炭素ブランドとして認定
- 認定ブランドと企業における取組を全国に発信し、優良製品の社会への普及・浸透を後押し

緩和策の取組(家庭部門)

<県の取組>

【重点取組】

- **地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した普及啓発**
- 低炭素社会づくり出前講座の開催や家庭で取り組める省エネ方法の情報発信などにより、省エネ行動をライフスタイルとして広く定着させる普及啓発を、地球温暖化防止活動推進センターおよび地球温暖化防止活動推進員と連携して取り組む。

○ うちエコ診断の実施

○ 低炭素社会づくり出前講座

○ 省エネ住宅等の取組

<県民に期待される取組例>

- 環境家計簿の活用や、省エネナビ、HEMS等のエネルギー利用の状況が見える機器の導入などによる、使用エネルギーの把握
- 新規購入時の滋賀らしい環境こだわり住宅やZEHの選択および省エネ住宅へ改修の実施
- 省エネ・省CO₂性能が優れている設備・機器などの購入および使用や、エネルギーを消費する機器の効率的な使用などによる省エネ行動の取組
- 二酸化炭素削減の実践に向けた環境学習や講習会、環境貢献活動への参加
- 家庭における電気の排出係数が低い電力の選択
- 日常生活における商品やサービスの購入時のグリーン購入の取組

<事業者期待される取組例>

- 省エネ・省CO₂の環境保全効果のある製品の開発や販売
- 事業所における環境学習や環境貢献活動の取組
- 生産または販売する製品へのカーボンフットプリントの表示など、環境に優しい製品の選択について消費者が判断できるようにする取組

滋賀県地球温暖化防止活動推進センターの取組

推進員の活動支援



温暖化防止普及・啓発活動

一般家庭を対象に温暖化防止のための普及・啓発活動を実施

節電・省エネ診断 フェア・セミナーの開催

県内企業、自治会、民間団体等を対象に、節電・省エネ診断セミナー等を実施



省エネ診断

啓発資材等の作成

地域における 低炭素社会づくり活動支援

うちエコ診断

アドバイスにより、光熱費+ガンリン代が **平均20%ダウン!**
(※診断3か月後のアンケートを提出された方の平均値)

専門家から各ご家庭の光熱費や二酸化炭素を減らすアドバイスを受けられる無料サービスです。

- ご家庭のライフスタイルに合わせ、無理なくできる省エネ・節電対策をアドバイスします。
- 地球温暖化問題や家庭の省エネ・節電対策について知識を持った「うちエコ診断士」が、中立的な立場で診断を行います。診断の場で、なぜ? どうして? についてわかりやすくお答えします。
- 環境省の専用ソフトを用いて、各ご家庭の年間エネルギー使用量や光熱費、二酸化炭素排出量をわかりやすくお見せします。1年間にどこにどれだけエネルギーを使っていて、どれくらい光熱費を節約できるのか一目でわかります。

お申し込み方法

「滋賀県地球温暖化防止活動推進センター」のホームページから「うちエコ診断」→「受診のお申し込み」、またはメール・FAX・郵送で

申し込み → **事前調査票** → **当日**

家庭や事業所から診断実施機関へ

滋賀県地球温暖化防止活動推進センター

光熱費などの情報をweb入力または記入

訪問診断 or 会場診断

(診断イメージ)

情報発信



出前講座

地域や学校から依頼を受けて低炭素づくりの講座を開催

低炭素地域づくり活動計画認定制度

概要

自治会や商店街などの民間団体が地域における低炭素社会づくりに関する活動について計画を策定・実施する場合、知事は、「日常生活に係る低炭素社会づくり指針」に基づき、その計画を「低炭素地域づくり活動計画」として認定・公表し、必要な情報提供・助言等の支援を行います。

認定要件

(1) 民間団体の要件

- ア 県民または事業者で構成される団体であって、その構成員の数が5以上であること
- イ 主として県内で活動する団体であること
- ウ 組織および運営について定款・規約等があること
- エ 主たる事務所の所在地が県内であること
- オ 代表者を定めていること
- カ 営利を目的とする団体でないこと
- キ 構成員に暴力団および暴力団員等を含まないこと

(2) 計画に係る活動の要件

- ア 活動の成果が、地域における低炭素社会づくりに貢献することが期待される活動
- イ 営利を直接の目的とする活動でないこと
- ウ 宗教活動でないこと
- エ 政治活動でないこと
- オ 暴力団を利すると認められる活動でないこと
- カ 公序良俗に反するおそれがあると認められる活動でないこと

提出書類、記載事項、公表内容

提出書類
記載事項

低炭素地域づくり活動計画認定申請書

- ① 計画期間、活動地域
- ② 地域における低炭素社会づくりに関する活動の内容
- ③ 当該活動が地域の低炭素社会づくりに与える効果

公表
内容

上記記載事項の内容

これまで 22団体を認定

(活動例)

- 写真展や講習会の開催
- 再生可能エネルギーに関するイベントの開催
- 使用しない衣服等の交換イベントの開催 など

(参考)地球温暖化に関するアンケートの実施結果

<調査概要>

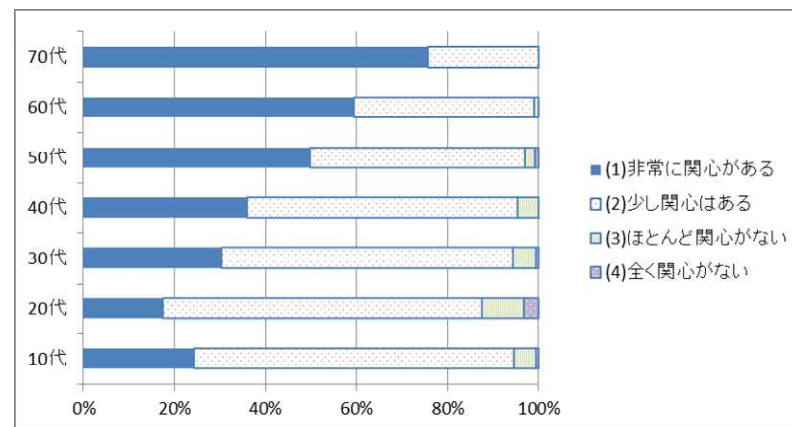
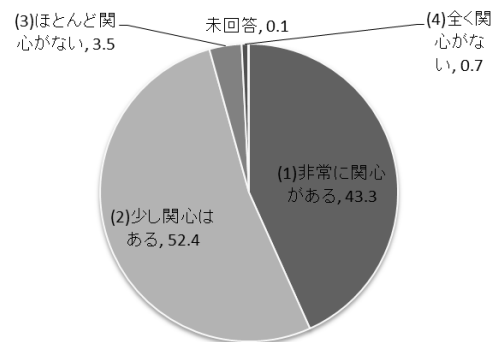
対象者:滋賀県地球温暖化防止活動推進センターが実施する普及啓発事業の参加者等

回答数:2,231人

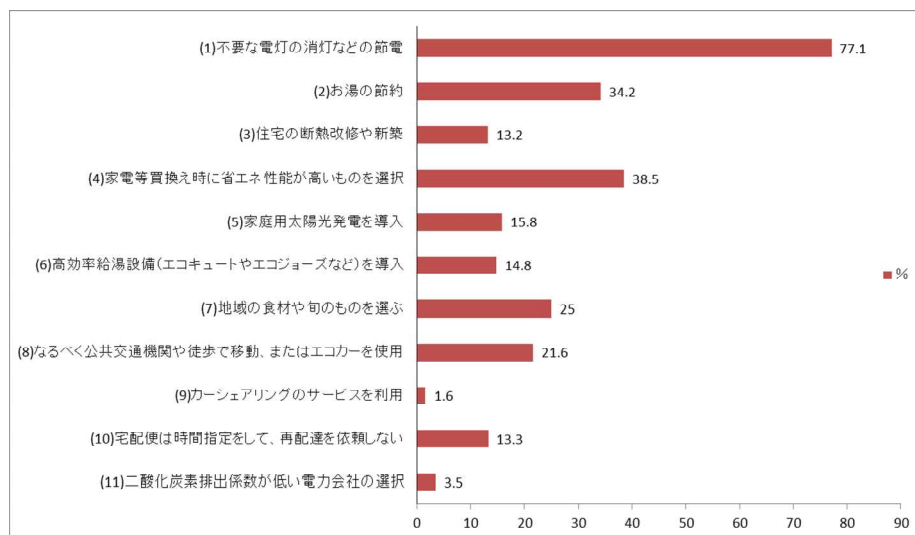
調査時期:平成30年7月から平成31年3月まで

○地球温暖化問題への関心

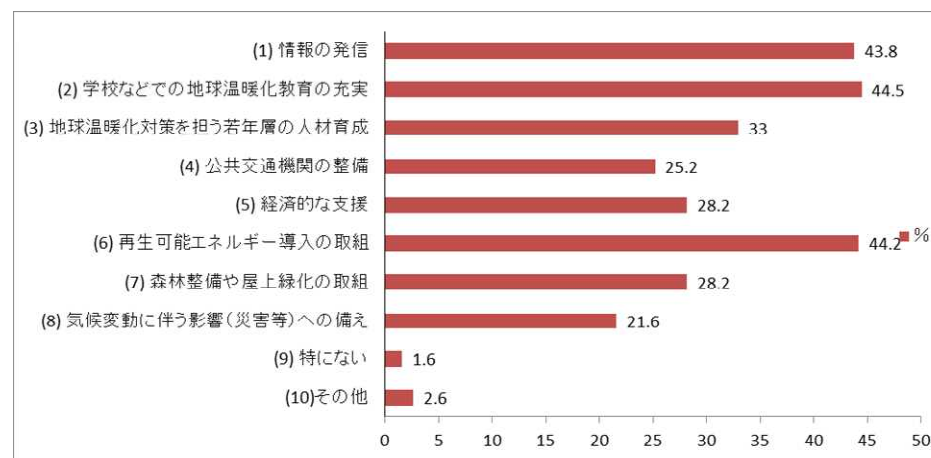
「非常に興味がある」が43.3%、「少し興味はある」が52.4%で、2つを合わせた割合は、95.7%。
年代別では、20代以上では、年代が上がるほど「非常に興味がある」人の割合が多くなっている。



○現在取り組んでおられる(実施済みの)地球温暖化対策



○今後、地球温暖化対策を進めるための取り組み



緩和策の取組(運輸部門)

<県の取組>

【重点取組】

○ 次世代自動車の普及促進

- 電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド車用(PHV)の普通充電器および急速充電器の設置を促進することにより、県内どこへでも安心して走行できる充電環境を整備するなど、電気自動車等の普及促進を図る。
- 電気自動車や燃料電池自動車(FCV)の普及促進のための支援や情報提供を行う。
- 関西広域連合との連携のもと、電気自動車や燃料電池自動車等の普及促進に向けた広域的な取組を進める。

- 新たな公共交通の導入可能性検討
- 自転車利用の促進
- エコドライブの推進
- 自動車管理計画書制度の推進
- 交通の円滑化
- エコ交通の推進
- 県産農畜水産物の地産地消の促進

<県民に期待される取組例>

- マイカーを利用しなくても移動が可能な場合における、鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車の利用または徒歩による移動
- 自動車等の購入や使用の際における、次世代自動車(EV、PHV、FCV)などの温室効果ガス排出量のより少ない自動車等の選択
- 相乗りやカーシェアリングなどによる自動車の走行量の抑制
- 運転時の緩やかな発進や加減速の少ない運転、アイドリングストップなどエコドライブの実施

<事業者に期待される取組例>

- 従業員の通勤手段を、マイカーからより環境負荷の少ない電車やバス、自転車、徒歩などへ転換するエコ通勤の取組
- 自動車等の購入や使用の際における、電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス自動車、低燃費車などの温室効果ガス排出量のより少ない自動車等の選択
- 相乗りや従業員の送迎バス導入などによる自動車の走行量の抑制
- 運転時の緩やかな発進や加減速の少ない運転、アイドリングストップなどエコドライブの実施
- 農林水産物の地産地消の取組や、輸送の合理化などによる物流の低炭素化の取組
- 鉄道やバスなどの公共交通を運営する事業者による、ダイヤの見直しなどによる利用者の利便性を向上させる取組

自動車管理計画書制度

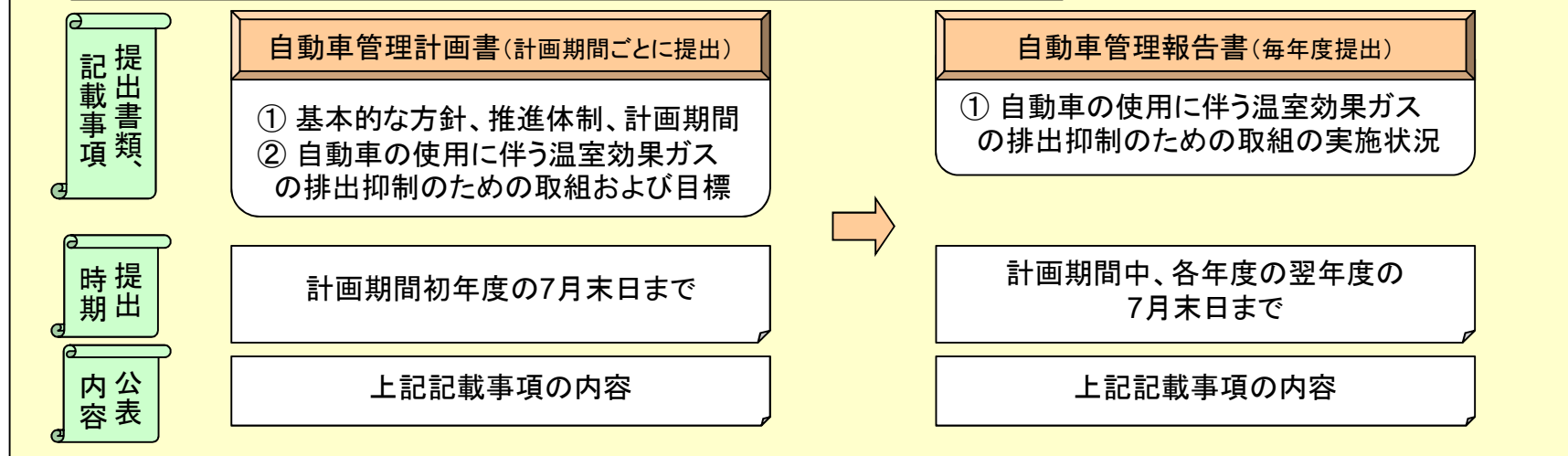
概要

自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出抑制に向けた取組について定めた「自動車管理計画書」と、その実施状況を記載した「自動車管理報告書」を提出いただき、それらの内容を県が公表します。

対象事業者の要件

- ・ 県内に使用の本拠を有する、事業用の自動車を100台以上使用する事業者
ただし、二輪自動車、ブルドーザーやフォークリフトなどの特殊自動車、販売店で展示用として用いる自動車、レンタカーや教習用の自動車、消防車等の緊急自動車等は除外

提出書類、記載事項、提出時期、公表内容

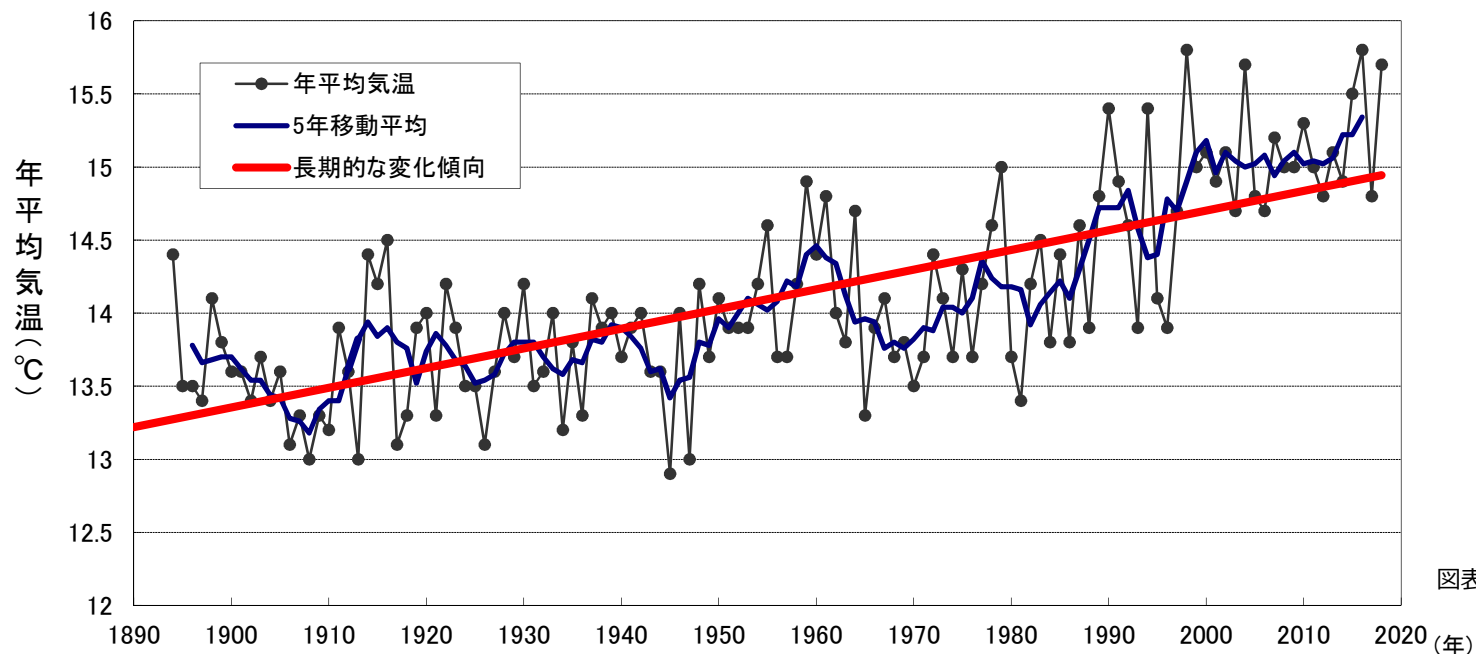


▶ 平成30年度報告書(平成29年度実績)提出状況

報告書提出事業者数 32事業者 (うち地方公共団体:12事業者)

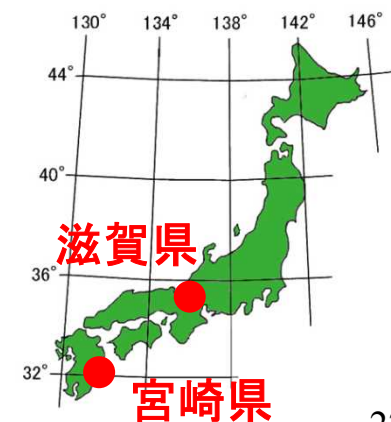
適応策の必要性

滋賀県の年平均気温（彦根）は100年間で約1.3℃上昇



滋賀県（彦根）の年平均気温変化
（期間:1894-2018年）

滋賀県の年平均気温は、今世紀後半までの約100年間に、さらに約2.9℃上昇すると予測されている。
（約2.9℃の上昇⇒現在の宮崎県の年平均気温に相当）



適応策の取組

分野	項目	適応策の取組	分野	項目	適応策の取組		
農業・林業・水産業	水稲	<ul style="list-style-type: none"> ● 高温登熟性に優れた「みずかがみ」の作付拡大 ● 温暖化に対応した水稲新品種の育成 ● 温暖化に対応しうる高品質近江米生産のための栽培管理技術の確立と普及 〈農業経営課〉 	自然生態系		<ul style="list-style-type: none"> ● 捕獲の更なる強化によるニホンジカの生息頭数の減少取組の実施。 〈自然環境保全課〉 		
	果樹	<ul style="list-style-type: none"> ● 高温適応性品目・樹種(ビワなど)の検討 ● ナシ等果肉障害対策の検討 〈農業経営課〉 		自然災害	災害全般	<ul style="list-style-type: none"> ● 県民への防災情報マップ、しが減災プロジェクトの周知 ● 気象情報や各市町における避難情報等の緊急情報を防災ポータルやLアラートを通じて、住民向けに情報発信 ● 滋賀県危機管理センター1階エントランスロビーにおける風水害に関する展示 ● 地域の防災リーダーや自主防災組織の育成支援 〈防災危機管理局〉 	
	土地利用型作物(麦、大豆)	<ul style="list-style-type: none"> ● 秋播性が高く、かつ成熟期が梅雨期に重ならない品種の選定(麦) ● 高温条件や土壌水分の変動が品質や収量に及ぼす影響の解明と対応技術の検討(大豆) 〈農業経営課〉 	土砂災害			<ul style="list-style-type: none"> ● ハード対策・ソフト対策を両輪に土砂災害防止対策の取組実施。 〈砂防課〉 	
	畜産業	<ul style="list-style-type: none"> ● 畜舎環境改善 ● 牛の管理 〈畜産課〉 				水害	<ul style="list-style-type: none"> ● 保安林の配備、治山施設の整備や森林の整備等を推進し、山地災害を防止するとともに、被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上を図る。 ● インフラ長寿命化計画による、治山・林道施設の適切な維持管理・更新等を図る。 〈森林保全課〉
	林業(病虫害)	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林病虫害等防除法に基づき防除を継続して行い、森林被害のモニタリングを実施 〈森林保全課〉 	暑熱				<ul style="list-style-type: none"> ● しがの流域治水の推進(ながす・ためる・そなえる・とどめるの4つの対策を推進し、どのような洪水からも人の命を守ることを目指す) 〈流域政策局〉
	水産業	<ul style="list-style-type: none"> ● 琵琶湖水温等の観測による温暖化状況のモニタリング ● 水産資源に対する水温上昇の生理的・生態的影響についての調査研究 〈水産課〉 					感染症
水環境・水資源		<ul style="list-style-type: none"> ● 琵琶湖および河川の水質定期モニタリング調査を実施。 ● 冬季の全循環に着目した、底層DOのモニタリング調査を実施。 ● 琵琶湖のプランクトン調査を実施。 ● 赤潮、アオコの発生状況を把握。 ● 湖沼計画策定時に、琵琶湖モデルによる将来水質予測を実施。 〈琵琶湖政策課〉 	国民生活・都市生活		<ul style="list-style-type: none"> ● クールシェアの普及、エコスタイルの推進 〈温暖化対策課〉 		
		<ul style="list-style-type: none"> ● 保安林において、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を図るとともに、渇水の発生リスク等を踏まえ、森林の水源涵養機能が適切に発揮されるよう、流域特性に応じた森林の整備・保全、それらの整備に必要な林道施設の整備を推進 〈森林保全課〉 					

➤ 背景

気温の上昇、大雨の頻度の増加や農作物の品質低下等、気候変動影響が全国的に現れてきている。この気候変動に対処し、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、将来予測される被害の防止・軽減等を図る気候変動への適応に、関係者一丸となって取り組むことが一層重要となるが、気候変動影響による被害を防止・軽減する適応策は法的に位置付けられていなかった。



気候変動適応法が制定(平成30年6月)

- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う体制(地域気候変動適応センター)の確保
- 「地域気候変動適応計画」策定の努力義務



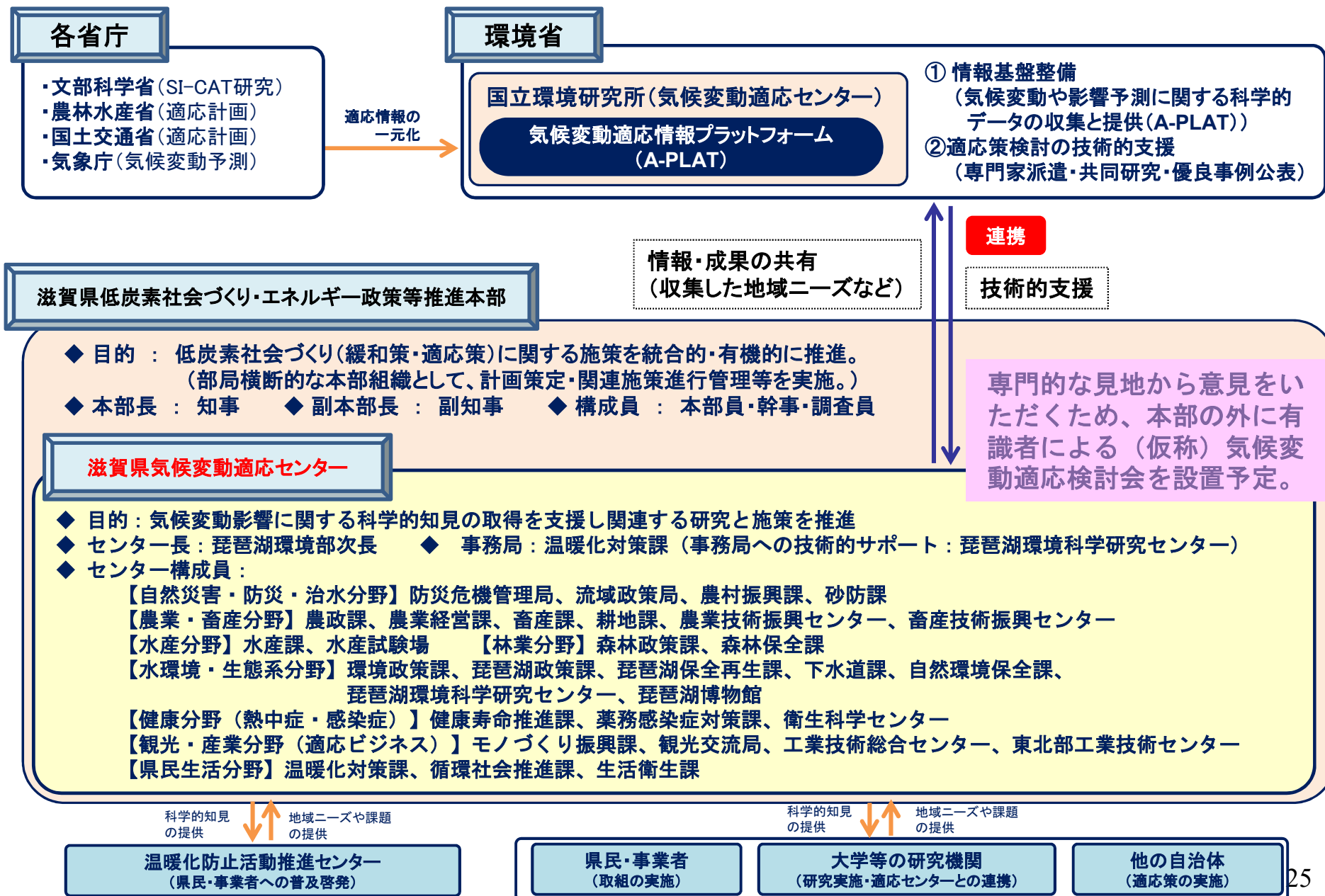
滋賀県気候変動適応センターを設置(平成31年1月)

➤ 今後の取組

- ・ 滋賀県への気候変動影響評価
- ・ 県民やステークホルダーとの意見交換。現状や課題の抽出。
- ・ 有識者による気候変動適応推進懇話会における意見交換
→ 今後求められる施策の方向性を議論

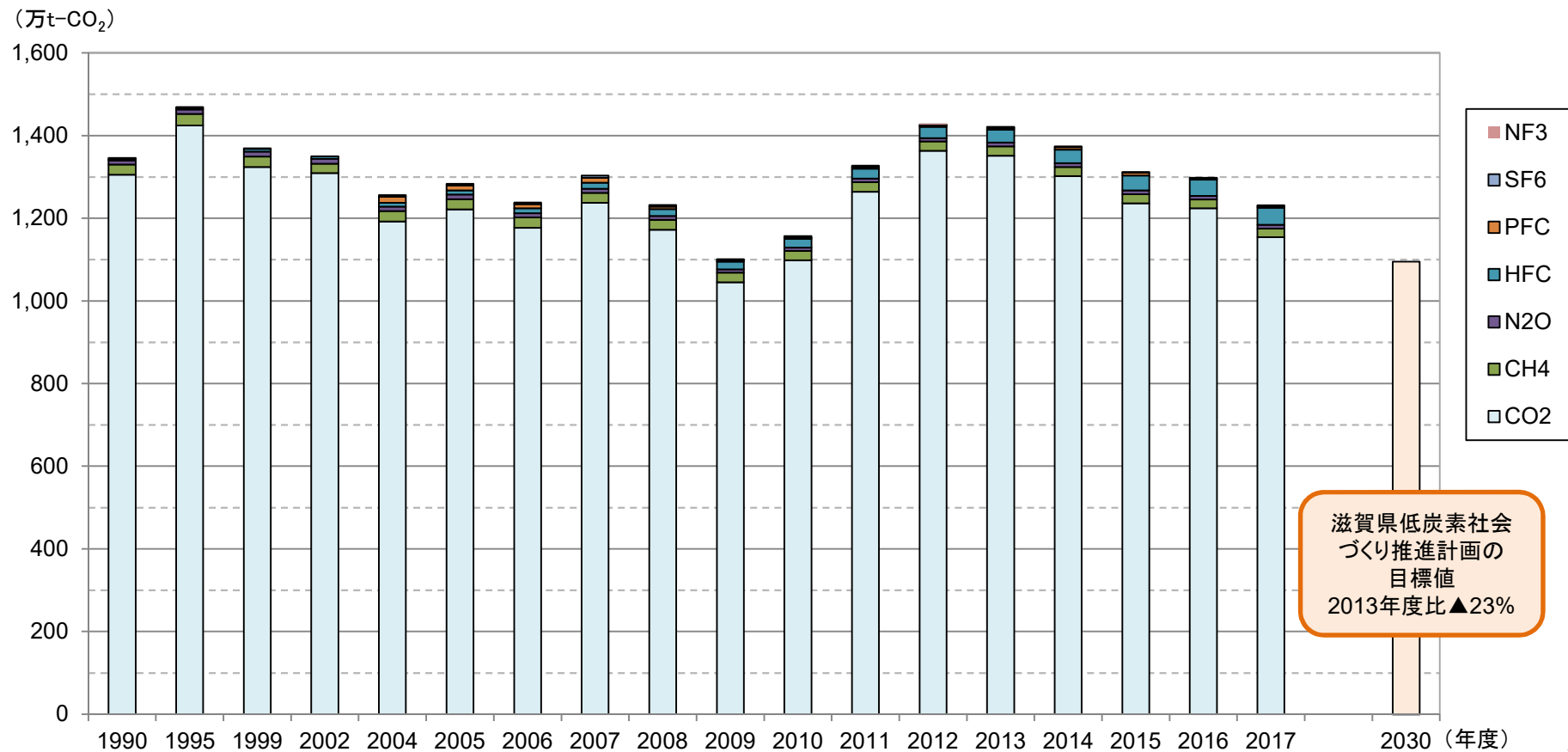
次回の滋賀県低炭素社会づくり推進計画改定時(令和3年度を予定)に気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画としても位置付ける予定

滋賀県気候変動適応センターの体制



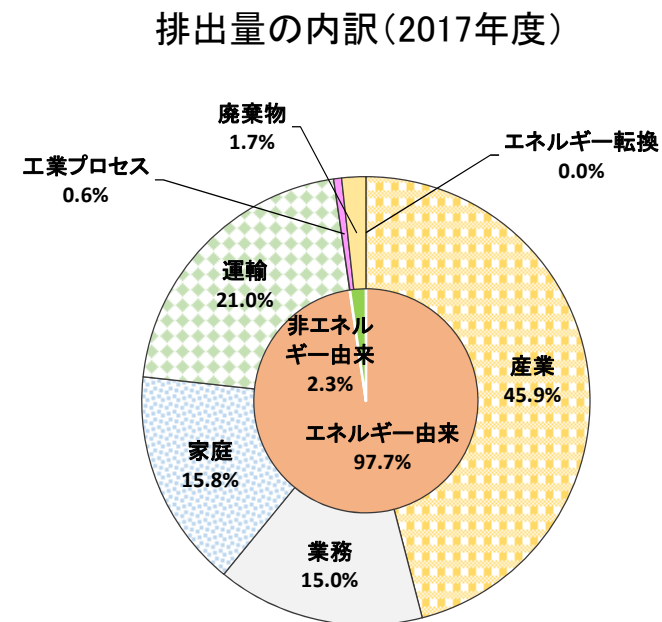
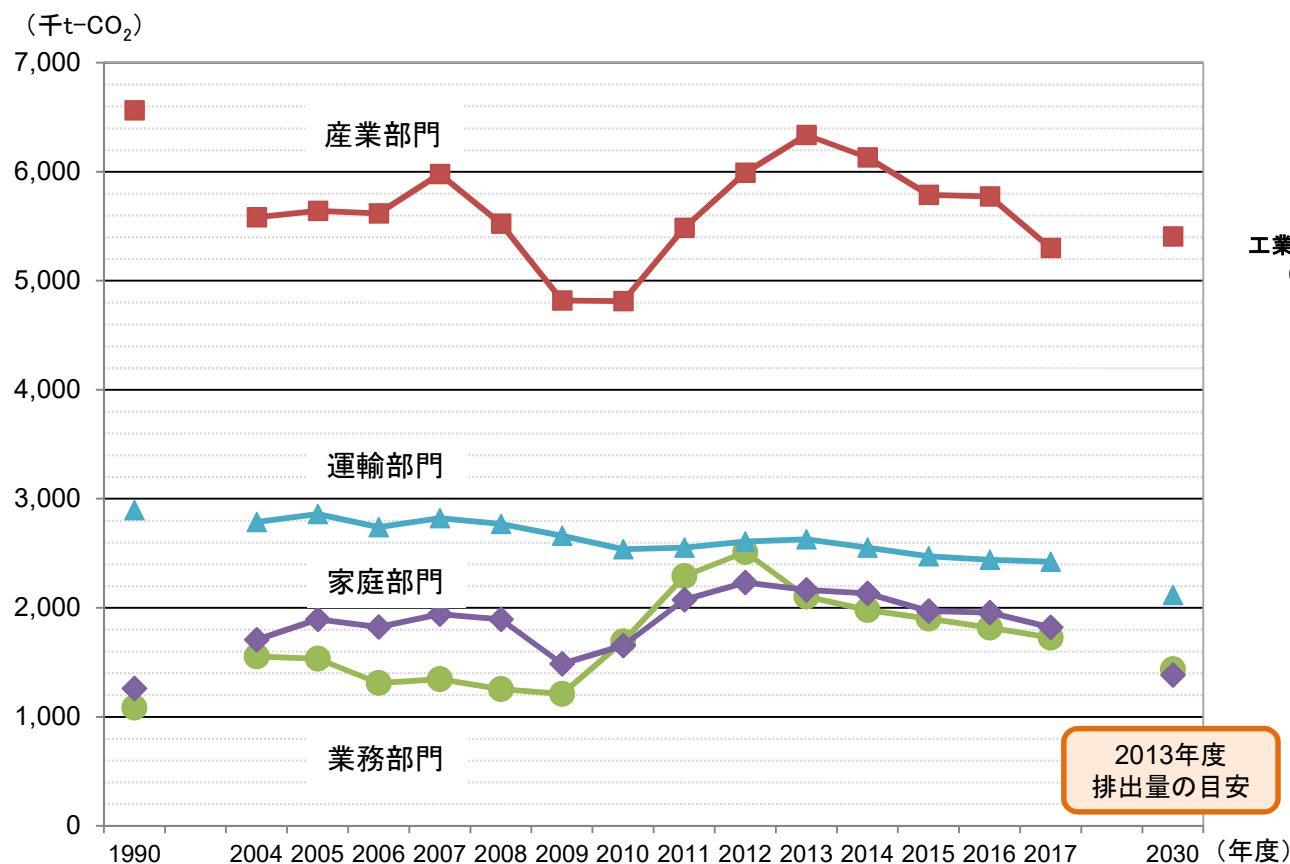
滋賀県域からの温室効果ガス排出量の推移

- 滋賀県域における2017年度の温室効果ガス総排出量は1,230万t（二酸化炭素換算）
- 「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」で定める基準年度である2013年度比13.5%減（191万t減）、前年度比5.2%減（68万t減）
- 総排出量のうち二酸化炭素が約93.8%



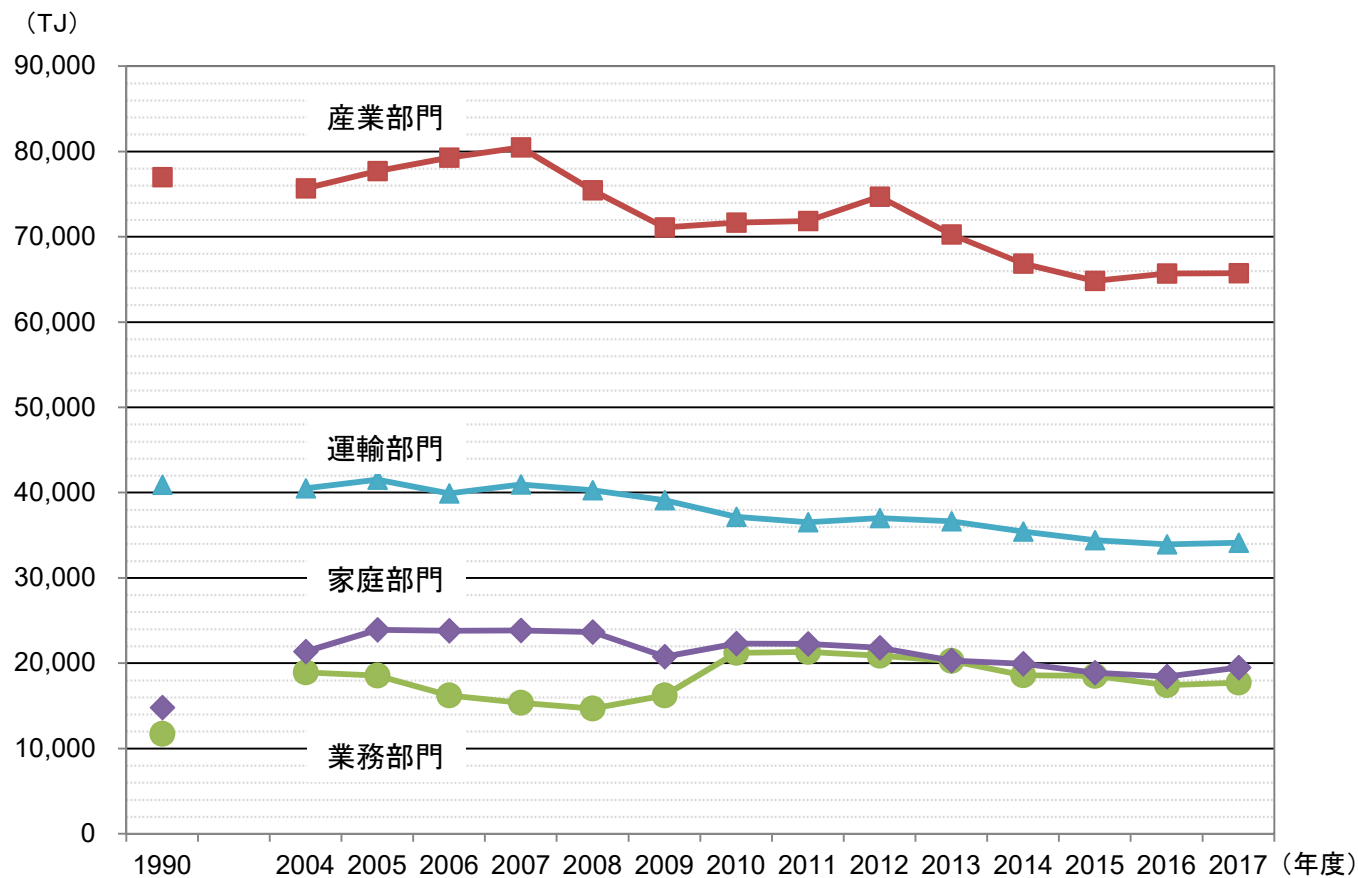
部門別二酸化炭素排出量の推移

- 産業・業務・家庭・運輸部門の排出量が全体の約98%を占めている。
- 2017年度の排出量の内訳は、産業部門 45.9% (5,301千t)、運輸部門 21.0% (2,422千t)、家庭部門 15.8% (1,821千t)、業務部門 15.0% (1,727千t)
- 産業・家庭・業務部門は増加していたが、近年は減少傾向。

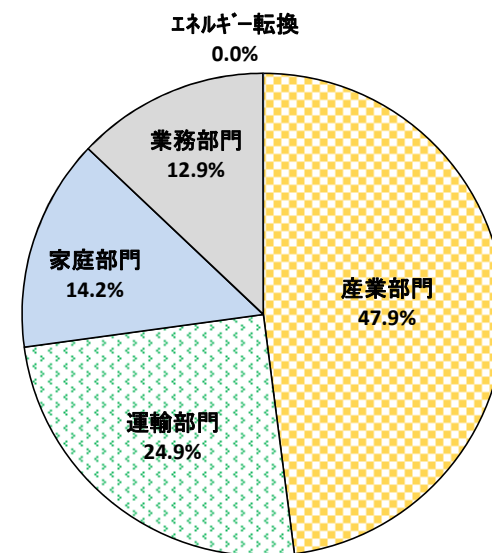


部門別エネルギー消費量の推移

- 2016年度のエネルギー消費量の内訳は、産業部門 48.5%(65,692TJ)、運輸部門 25.1%(33,918TJ)、家庭部門 13.6%(18,418TJ)、業務部門 12.8%(17,404TJ)
- 運輸・家庭・業務部門は概ね減少傾向。
- 業務・家庭部門は節電等の取り組みが進んだことによると考えられる。



エネルギー消費量の内訳 (2017年度)



平成27年9月

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択

○「持続可能な開発目標(SDGs)」として、17のゴールと169のターゲットが設定。

平成27年11月

「気候変動の影響への適応計画」策定

平成27年12月

「パリ協定」採択

- 平成28年11月発効。
- 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続する。
- 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡(世界全体でのカーボンニュートラル)を達成することを目指す。

平成28年5月

「地球温暖化対策計画」策定

○「2030年度において、2013年度比で26%減の水準にする」ことを温室効果ガス削減目標として設定。

平成30年6月

「気候変動適応法」公布

- 適応策を法的に位置付け。
- 都道府県等による「地域気候変動適応計画」策定の努力義務、適応の情報収集・提供等を行う拠点(地域気候変動適応センター)機能を担う体制の確保等を規定

平成30年11月

「気候変動適応計画」制定

令和元年6月

「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定

○最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指す。

平成23年3月

「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」制定

○化石燃料に依存しない社会経済構造の転換により、豊かな県民生活・経済発展が実現しつつ、温室効果ガスの排出が抑制された社会（環境と経済とが両立した持続可能な社会）を目指し制定。

平成24年3月

「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」策定

○地球温暖化対策の推進に関する法律および滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例に基づく計画。

平成28年3月

「しがエネルギービジョン」策定

○エネルギーを巡る新たな状況変化に的確に対応しながら、「原発に依存しない新しいエネルギー社会」の構築に向けた、長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策を推進するための指針

平成29年3月

「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」改定

○「2030年度において、2013年度比23%減の水準を目指す」という新たな削減目標を設定
○「適応策」を新たに位置づけ

平成31年1月

「滋賀県気候変動適応センター」設置

○気候変動適応法に基づき、県における気候変動適応を推進する拠点となる体制を整備

平成31年3月

「第五次滋賀県環境総合計画」策定

○「いかに環境への負荷を抑制するか」だけでなく、「いかに適切に環境に関わるか」というより広い視点へ。
○目標は「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」

令和2年1月

「"しがCO2ネットゼロ"ムーブメント」キックオフを宣言

○2050に二酸化炭素排出量実質ゼロにすることを目指し、多様な主体と連携して取り組んでいくことを宣言。

条例見直しのポイント

➤ 緩和策の強化（義務規定等の見直し）

○2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、既存施策を見直すとともに、新たな規定について検討を行う。

○再生可能エネルギーの推進等については、関連する「しがエネルギービジョン」（令和2年度改定予定）との整合を図る。

➤ 適応策に関する規定の追加

○現行条例では、適応策に関する規定は「農業および水産業」のみ。適応策の取組を進めていくにあたり、適応に関する定義や県の進める適応策の方向性等の規定を追加する。

※滋賀県低炭素社会づくり推進計画については、次回改定（令和3年度予定）にあわせて、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置づける予定。

➤ 上記観点を踏まえた全面的な見直し

今後のスケジュール(予定)

令和元年12月	環境審議会に諮問
令和2年1月	環境審議会温暖化対策部会(第1回) ○条例の見直しの方向性 等
令和2年5月頃	環境審議会温暖化対策部会(第2回) ○条例骨子案の検討 等
令和2年7月頃	環境審議会温暖化対策部会(第3回) ○条例素案の検討 等
令和2年10月頃	環境審議会温暖化対策部会(第4回) ○条例答申案の検討 等
令和2年10月頃	環境審議会から答申
令和2年度末	条例改正案の上程
<参考>	
令和3年度	滋賀県低炭素社会づくり推進計画の改定

(参考)他自治体の条例による規定

➤ 事業活動に係る規定

地球温暖化対策計画書制度	
対象	連鎖化事業者(フランチャイズチェーン等)も対象 (神奈川県、長野県、愛知県など)
評価制度の導入	排出量(排出原単位)の削減割合や削減対策(取組)の実施率からランク付けし、評価 (長野県、愛知県、京都府、大阪府など)
総量規制	原油換算値で年1,500kℓ以上の事業所等に対し、削減義務量を設定。自らで削減できない場合は、排出量取引等を活用 (東京都)
地球温暖化対策推進者の選任・届出	特定事業者(原油換算値で年1,500kℓ以上の事業所等)について、地球温暖化対策を推進するために地球温暖化対策推進者の選任・届出 (埼玉県)
環境マネジメントシステムの導入	特定事業者(原油換算値で年1,500kℓ以上の事業所等)に対し、事業活動の主たる事業所等における環境マネジメントシステムの導入および報告書の提出 (京都府)

➤ 電気機器等に係る規定

販売事業者による省エネルギー性能情報の表示・説明	テレビや冷蔵庫などの特定機械器具を5台以上、陳列する販売業者に、機械器具の省エネルギー性能情報の表示と説明 (北海道、静岡県、徳島県など)
説明推進者の選任・届出	売場面積が1,000㎡以上の販売事業者に対し、推進者の選任・届出 (埼玉県、京都府)

(参考)他自治体の条例による規定

➤ 建築物等に係る規定

建築物環境配慮計画書制度	延床面積2,000㎡以上の建築物の新增改築時に計画書等を届出 (神奈川県、岐阜県、大阪府、徳島県など)
建築物環境性能の表示・届出	延床面積2,000㎡以上の建築物の広告時等における環境性能の表示や届出 (埼玉県、神奈川県、大阪府)
環境エネルギー性能検討制度 自然エネルギー導入検討制度	床面積が300㎡以上の建築物に対し、環境エネルギー性能や自然エネルギー導入の検討、2,000㎡以上の建築物に対する届出(長野県)
再生可能エネルギー導入計画制度	延床面積2,000㎡以上の建築物の新增築時に一定規模の設備(エネルギー換算で3万 MJ/年以上の太陽光発電、太陽熱利用施設、小型風力発電、バイオマスボイラーなど)の導入および計画書の届出(京都府)
府内産木材等の利用	床面積 2,000 平方メートル以上の建築物の新築又は増築時に知事が認める府内産木材を一定量使用 (京都府)
建築物等緑化促進制度	敷地面積1,000㎡以上の建築物の新築等を行う際に緑化計画書等を届出 (京都府)

➤ エネルギー供給事業者に係る規定

再生エネルギー計画制度	一定規模以上のエネルギー供給事業者に対し、再生可能エネルギーの供給量の割合拡大に関する目標等を記載した計画書等を届出 (北海道、長野県)
-------------	--

(参考)他自治体の条例による規定

➤ 自動車に係る規定

販売事業者による環境性能の表示・説明	陳列する新車に対する環境性能の表示や購入者への説明 (群馬県、長野県、静岡県、京都府など)
自動車通勤配慮計画制度	従業員数が一定以上の事業所から自動車通勤配慮計画書 等を届出 (岐阜県、静岡県、熊本県など)
低燃費車の一定以上の割合の導入	県内で200台以上使用する事業者に対し、低燃費車の一定 割合の導入を義務化 (埼玉県)
エコドライブ推進者の選任・届出	一定台数以上の自動車を管理する事業者等に対し、エコド ライブ推進者の選任・届出 (埼玉県、京都府、徳島県)

➤ その他の規定

特定開発事業温暖化対策計画制度	開発区域の面積が10,000㎡以上で、かつ建築物を新築する 場合に特定開発事業温暖化対策計画書等を届出 (神奈川 県)
-----------------	---